

令和3年度 屋外広告物講習会のお知らせ

静岡県
(公社) 静岡県屋外広告協会

新たに屋外広告業を営もうとする方などを対象に、屋外広告物講習会を開催します。
この講習会の修了者は、屋外広告業登録制度における業務主任者となることができます。

【重要】新型コロナウイルス感染症に伴う講習会の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を図り実施するため、受講者の方には次の対応について御理解、御協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会を中止とする可能性があります。

- ・受講者は、静岡県内に在住していることが確認できる方に限らせていただきます。
- ・受講当日は、必ず風邪症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等がないことを確認の上、来場ください。建物内ではマスクを着用、こまめな手洗いをお願いします。
- ・上記症状等がある場合は、受講を取り止めてください。

- 1 日程 令和3年11月15日(月) 午前9時～午後4時40分
- 2 会場 静岡労政会館 6階ホール (静岡市葵区黒金町5-1)
※ 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- 3 内容 屋外広告物に関する法令、施工についての知識、表示についての知識、履修状況確認試験
- 4 申込 受付期間：令和3年9月27日(月)～10月8日(金)
※ 申込方法、手数料等詳細は裏面に記載のとおり
- 5 定員 150人(先着順)
- 6 当日の持ち物等
 - ◇ 受講票、筆記用具及び「静岡県屋外広告物関係法令集」をお持ちください。
 - ・ 受講票は、申込申請者に後日郵送します(10月下旬に送付予定)。
 - ・ 法令集は、当日、県屋外広告協会が会場場で販売(1,500円/1部)もいたします。
 - ◇ 受付時、静岡県内に居住していることが確認できる書類(運転免許証等)を提示ください。
 - ◇ 昼食休憩時間は1時間です。会場内で昼食をとることができます。
- 7 修了証書の交付
全ての課程を修了された方には、講習会終了時に修了証書をお渡しします。

【お知らせ】屋外広告物の許可更新時に実施を義務付けている安全点検について

令和2年4月の制度変更により、本講習会修了者では、堅ろうな広告物(建築基準法による確認申請が必要な4m超の広告物)点検者の要件を満たしませんので御注意ください。

(一部市により取扱いが異なります。)

詳しくは県ホームページを御覧ください。(http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/anzenkanri.html 「静岡県 屋外広告物 安全管理」で検索してください。)

- 問合せ先 <講習会の内容、当日の対応について>
静岡県景観まちづくり課 電話054-221-3702
<講習会の申込について>
各土木事務所都市計画課 ※連絡先は裏面に記載

[申込みについて]

①受付期間	<p>令和3年9月27日（月）～10月8日（金） （持参の場合）月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで （郵送の場合）10月8日（金）必着</p>
②提出方法	<p>土木事務所に持参又は郵送で提出 ※提出先は下表に記載</p>
③提出書類	<p>【必須】受講申込書（様式第22号） ※写真と県収入証紙を貼り付けてください ※申請者欄は受講者本人の住所・電話番号を記載ください。 【一部免除者】資格を証する書類の写し</p> <hr/> <p><様式の入手方法> 県ホームページからダウンロードするか、県土木事務所で受け取りください。 「静岡県 屋外広告物講習会」又は次のURLで検索ください。 (http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530b/gyoutouroku_top.html)</p>
④手数料	<p>【原則】県収入証紙3,900円分 【一部免除者】県収入証紙2,600円分 ※一部免除者とは、課程の一部免除に該当する方をいいます。 ※納めていただいた手数料は、理由を問わず返却できません</p> <hr/> <p><県収入証紙の購入方法> 県庁、県の各総合庁舎、市町の庁舎等に併設されている「静岡県収入証紙売りさばき所」で購入できます。詳細、お問合せ先については、県ホームページを確認してください。「静岡県 県収入証紙」又は次のURLで検索ください。 (http://www.pref.shizuoka.jp/suitou/syunyusyoshi.html)</p>
⑤課程の一部免除	<p>次の資格を所持する方は「屋外広告物の施工」の課程が免除となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和25年法律第202号）の全ての建築士 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）の全ての電気工事士 ・電気事業法（昭和39年法律第170号）の全ての電気主任技術者 ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の帆布製品製造に係る職業訓練修了者、職業訓練指導員、技能検定合格者

<提出先及び受講申込書等の入手先>

土木事務所	担当課	電 話	住 所
下 田	都市計画課	0558-24-2110	〒415-0016 下田市中531-1
熱 海	都市計画課	0557-82-9185	〒413-0016 熱海市水口町13-15
沼 津	都市計画課	055-920-2221	〒410-0055 沼津市高島本町1-3
富 士	都市計画課	0545-65-2898	〒416-0906 富士市本市場441-1
静 岡	都市計画課	054-286-9335	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20
島 田	都市計画課	0547-37-4181	〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1
袋 井	都市計画課	0538-42-3292	〒437-0042 袋井市山名町2-1
浜 松	都市計画課	053-458-7276	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1

様式第22号（第21条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

屋外広告物講習会受講申請書

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

写真貼付
縦5cm
横4cm
(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの)

〒 _____
住 所 _____

申請者

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 (_____) _____ - _____

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
受 講 希 望 課 程 (該当する数字を○で囲むこと。)	1 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 2 広告物の表示及び掲出物件の設置の方法についての知識 3 広告物及び掲出物件の施工についての知識	
受講の 一部 免除の 資 格	資 格 名 称	資格を証する書面又はその写しを添付すること。
	資 格 取 得 年 月 日	
	資 格 番 号	

収入 証 紙 欄	収入印紙と間違えることがないように注意すること。
-------------------	--------------------------

(注)

- 1 受講希望課程欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 受講の一部免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面又はその写しを添付すること。

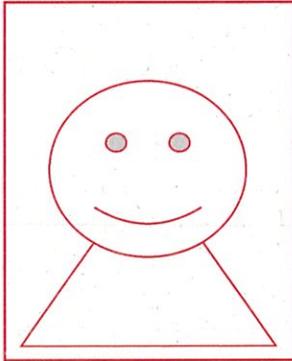
様式第22号（第21条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

記載例

屋外広告物講習会受講申請書

令和3年10月1日

静岡県知事 川勝 平太 様



コロナ禍のため、受講者は静岡県内に在住していることが確認できる方に限らせていただきます。

〒000-1234

住所 静岡市葵区追手町0番0号

申請者

氏名 静岡 太郎

申請者欄は受講者本人の住所、電話番号等を記載ください。修了証書には、氏名・住所・生年月日が表記されます。

生年月日 平成3年2月1日

電話番号 (054) 123-4567

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

勤務先	名称	株式会社屋外広告物
	所在地	静岡市葵区追手町0番0号
受講希望課程 (該当する数字を○で囲むこと。)	① 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 ② 広告物の表示及び掲出物件の設置の方法についての知識 ③ 広告物及び掲出物件の施工についての知識	
受講の一部免除の資格	資格名称	一級建築士 資格を証する書面又はその写しを添付すること。
	資格取得年月日	令和元年4月1日
	資格番号	第000000号

収入証紙欄	収入印紙と間違えることがないように注意すること。		

受講申込書の不備等、県より確認の連絡をする際の問合せ先が申請者以外の者（勤務先の総務担当者等）の場合は、受講申請書の余白欄に、所属・氏名・電話番号を記載ください。